

各団体などのブース出展

申込み不要
測定・グッズの
配布は先着順
です!!

団体名	内容
群馬県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談 ・パネル展示 ・グッズの配布
群馬県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル展示 ・パンフレット、ガム、歯ブラシの配布
群馬県薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師による禁煙相談 ・肌チェック ・禁煙補助薬の展示 ・唾液ストレスチェック
群馬県看護協会	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師が測る血圧測定 ・健康相談 ・足指筋力測定 《あなたの膝から下の筋力の強さを測定》 ・グッズの配布
群馬県臨床検査技師会	<ul style="list-style-type: none"> ・肺年齢測定
高崎健康福祉大学	<ul style="list-style-type: none"> ・呼気一酸化炭素濃度測定 ・非喫煙者証明書発行
群馬ヤクルト販売株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・体の仕組みクイズ ・クイズ参加者に飲料を配布
株式会社クスリのマルエ	<ul style="list-style-type: none"> ・お薬、健康相談 ・お肌の健康診断
群馬県保健予防課	<ul style="list-style-type: none"> ・総合案内 ・アンケート受付



マナーからルールへ。

2020年4月1日より、改正された健康増進法が全面施行されます。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。

望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。



多くの施設において
屋内が原則禁煙に

20歳未満の
立入禁止

20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に

喫煙室の
設置が必要

屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に

標識掲示が
義務付け

喫煙室には
標識掲示が義務付けに

基本的考え方 第1

「望まない受動喫煙」をなくす

基本的考え方 第2

受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

基本的考え方 第3

施設の類型・場所ごとに対策を実施